



その運転、大丈夫？

自転車の違反にも **青切符** が導入されました



自転車は気軽に乗れて、環境にも優しい乗り物ですが、道路交通法では軽車両で『車の仲間』です。

今年4月から、自転車の交通違反にも青切符が導入されました。

自転車事故から自身や周囲の人を守るため、自転車の交通ルールを改めて確認しましょう。

問合せ 交通まちづくり課 ☎ 072 - 423 - 9506 FAX 072 - 423 - 2286、

岸和田警察署交通課 ☎ 072 - 439 - 1234



青切符ってなに？

今まで、自動車・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）が交通違反をした際に適用されていた交通反則通告制度（青切符）の対象が自転車にも拡大されました。「信号無視」や「並走」などの約100種類の交通違反に対し、反則金が科せられる場合があります。詳しくはQRコードからご確認ください。



16歳以上
対象

青切符 … 悪質・危険な運転をしたときや実際に交通への危険を生じさせたとき、口頭警告を無視したとき

赤切符 … 飲酒運転や妨害運転、悪質・危険で重大な違反や事故を起こしたとき



対象となる違反例

ながら運転



スマートフォンを手に持って電話したり、画面を注視しながらの運転

傘差し運転



傘を差しながら、片手で運転する行為

並列走行



2人以上が横並びで運転する行為 ※並列可の道路は2列までOK

イヤホン装着



イヤホンやヘッドホンを付け、周囲の音が聞こえない状態での運転行為



自転車ルール再確認



- (1) 交差点の「止まれ」では、一時停止をする
○ 自動車と同じように一時停止が必要。
見通しが悪い場所では特に注意しましょう。
- (2) 画面を注視していなければ、手に保持して通話をしながら自転車を運転してもよい
× 画面を見ていなくても交通違反。
- (3) 歩道走行中、ベルを鳴らして歩行者を追い越す
× 走行してもよい歩道であっても、歩行者が最優先。避けてもらうためのベルは原則違反。

ヘルメットを
被りましょう



交通ルールなど
詳しくはこちら



傘スタンドに傘を固定して運転するとどうなるの？

傘スタンドを使用しての運転は片手運転にはなりません、下記の違反になる可能性があります。

- 乗車または積載の方法についての違反
- 安全運転義務についての違反
- 軽車両の乗車または積載の制限についての違反



詳しくは
こちら

運転に対する意識を変えてほしい



岸和田警察署
今西 英登 交通課長

本制度が施行された背景には、自転車関連の交通事故が多いという現状があります。事故を起こす前に「自転車は軽車両」という意識を持って、安全に運転してください。軽車両である自転車は原則として歩道は通行できませんが、「自転車通行可の歩道（歩行者優先）」や「自転車専用通行帯（左側通行）」、「車道が危険な場合」は歩道を走行できます。

青切符については「見つけ次第、即反則金」ではなく、「警告したにも関わらず、従わなかった悪質な行為・行動」の場合に青切符を交付します。※重大な違反の場合は除きます。

本市では自転車事故が増えています。事故を起こす前に再度、ルールの確認をお願いします。

